

熔融塩委員会のロゴに関する規程

第1条 熔融塩委員会のロゴは附図のように定める。

第2条 委員または委員が代表する組織が附図で定められたロゴを使用する場合は、原則として、事務局に届け出を行い、事務局長が承認する。ただし、熔融塩委員会の主催行事・出版物・発行物に用いる場合は届け出を必要としない。

第3条 本規程の改訂は役員会において行う。

附則

本規程は平成 31 年 1 月 28 日から施行する。

附図



参考：熔融塩委員会ロゴファイル <https://msc.electrochem.jp/logo.html>

熔融塩委員会のロゴマーク <https://msc.electrochem.jp/logo.files/msc06201049.pdf>

(熔融塩および高温化学, **62(1)**, 49-50 (2019).)